

逗子市明るい選挙推進協議会規約

(目 的)

第1条 本会は、民主政治の基盤である選挙の公明化の実現を期し、広く市民の間に明るい選挙意識を醸成して、自主的な運動を強力に展開することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会の名称は、逗子市明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、逗子市選挙管理委員会事務局内に置く。

(組 織)

第4条 協議会は、明るい選挙推進運動に賛成する市民からなる委員24名以内をもって組織する。

2 委員の入退会については、役員会の承認を得て会長が決定する。

(事 業)

第5条 協議会は第1条の目的を達成するため、選挙管理委員会及び諸団体と連携協力して、次に掲げる事業を行う。

(1) 常時・各種選挙時における明るい選挙啓発運動の企画及びその実施

(2) 選挙に関する法律を守る運動、その他明るい選挙に関する各種事業の企画及びその実施

(役員及びその職務)

第6条 協議会に会長1名、副会長1名、常任委員若干名（以下、「役員」という。）及び監事1名を置く。

2 役員及び監事は委員の互選とし、総会において選任する。

3 会長及び副会長は役員の互選による。

4 会長は、会務を総括し協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

6 常任委員は、会の業務を掌握する。

7 監事は、監査に当る。

(顧 問)

第6条の2 協議会に、会長を歴任した者の中から、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が役員会に諮って選任する。

3 顧問は、役員の求めに応じ、本会の運営について指導、助言を行う。

(役員の任期)

第7条 役員及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、後任者が選出されるまでその職務を行うものとする。

3 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運 営)

第8条 協議会の運営は、総会、役員会により行う。

2 総会は、委員全員で構成し、規約の改正並びに協議会の行う事業の基本方針の策定及び企画を行う。

3 役員会は、協議会で行う具体的な企画及び実施、それに伴う協議会の会務を処理する。

4 監事は、役員会に出席し意見を述べることができる。

(会 議)

第9条 協議会の総会は、年1回招集する。ただし、必要があるときは、臨時に総会を招集することができる。

2 総会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

3 役員会は、必要に応じて会長が招集し、その会議の議長となる。

4 総会、役員会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、賛否同数のときは会長が決定する。

5 総会及び役員会は、天災等または急施を要する場合には、書面により開催することができる。

(役員会専決事項)

第10条 役員会は、天災等または急施を要する場合には、総会を招集せず第8条第2項に掲げる事項を専決することができる。

2 前項の専決を行った場合、会長は次の総会において、またはその他の方法により委員に報告しなければならない。

(経 理)

第11条 協議会の経費は、市等から交付される補助金並びにその他の収入をもってこれにあてる。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規約は平成3年4月1日から施行する。

2 逗子市明るい選挙推進協議会規約(昭和57年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この規約は平成 7 年 4 月 2 5 日から施行する。

附 則

この規約は平成 2 9 年 4 月 2 5 日から施行する。

附 則

この規約は平成 3 0 年 5 月 1 0 日から施行する。

附 則

この規約は令和 3 年 5 月 1 4 日から施行する。